

見積公告

次のとおり、見積競争に付します。

令和3年4月8日

全国健康保険協会三重支部
支部長 内藤 誠

1. 調達内容

(1) 調達案件

令和3年度職員の情報機器健康診断に係る業務委託 予定数量 4人

(2) 調達案件の内容・数量等

別紙、仕様書等による

(3) 委託期間

別紙、仕様書等による

(4) 実施場所

別紙、仕様書等による

(5) 見積方法

見積金額は単価とする。

見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出した者を契約の相手方とする。なお、見積金額については、本業務の履行に要する一切の諸経費を含めた額とし、見積書に記載されたそれぞれの単価金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）に受診予定者数を乗じた金額の合計金額をもって落札価格とするので、見積者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条に規定する次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）及び破産者で復権を得ない者。
- ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年（全国健康保険協会から競争参加資格停止措置を受けている場合はその期間）を経過していない者。
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得

るために連合したとき

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
 - (カ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者
 - (キ) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより3年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 令和3年度において、全国健康保険協会三重支部と生活習慣病予防健診等委託業務について契約締結している健診実施機関であること。
- (3) 競争参加者は次の資格を有すること。
- ① 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
 - ② 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (4) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

3. 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記によりFAXにて受け付ける。

(1) 受付先

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 虫明
電話 059-225-3317 FAX 059-225-3366

(2) 受付期限

令和3年4月23日(金)午前11:00まで。

(3) 回答期限

令和3年4月27日(火)午後5:00までに回答する。

4. 見積書等の提出場所等

(1) 見積書等提出場所及び問い合わせ先

〒514-1195 津市栄町4丁目255番地 津栄町三交ビル6階
全国健康保険協会三重支部 企画総務グループ 尾崎
電話 059-225-3317

(2) 見積説明書及び仕様書等の交付方法

上記4(1)にて交付する。

(3) 見積書等の提出期限

令和3年5月18日(火)午前11:00(郵送の場合必着)まで。

(4) 見積書等の提出方法

競争参加者は見積書を上記4(1)へ郵送または持参するものとする。

5. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定は、最低価格をもって有効な見積を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者には、令和3年5月20日(木)までに電話にて連絡することとする。
- (3) 最低価格かつ同価格の見積書の提出があった場合は、三重支部が指定する日時場所において当該見積参加者にくじを引かせて落札者を決定する。ただし、当該見積をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない三重支部職員にくじを引かせるものとする。

6. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成 要
- (4) 見積書作成については別添様式を使用し、見積額、所在地、事業者名、代表者名を記載し、代表者印を押印すること。記載漏れ、押印漏れ及び判読できない見積書は無効とする。
- (5) 提出した見積書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。
- (6) 手続きにおける交渉の有無 無
- (7) 詳細は見積説明書による。